

服 務 の 根 本 基 準

日本国憲法第15条第2項

すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。

国家公務員法第96条第1項

すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

趣旨

- ◆ 憲法第15条第2項は、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」と定めており、国家公務員法（以下、国公法）では、この規定を受けて、第96条に国家公務員のサービスの根本基準に関する規定を設け、第97条以下に具体的な服務義務に関する規定を置いています。
- ◆ 国公法には、国家公務員のサービスの根本基準として、
 - ① 国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務すること
 - ② 職務の遂行に当たっては、全力を挙げて専念しなければならないことが定められています。国家公務員は、国民全体の奉仕者であることから、民間企業等の勤労者とは異なり、サービス上の義務や制約が法律で規定されています。
- ◆ 国公法の服務義務に関する規定は、原則として全ての一般職の国家公務員に適用されますが、非常勤職員については、その職務と責任の特殊性により兼業など一部の服務義務で、特例的な取扱いが行われています。
- ◆ 国公法の服務義務に違反した場合は懲戒処分の対象となるとともに、一部の義務違反については刑事罰の対象ともなり得ます。